

所得制限限度額表

1. 乳幼児、妊産婦、母(父)子家庭 (単位:円)

扶養親族の数 (控除対象配偶者を含む)	0人	1人	2人	3人	4人	5人
所得証明の必要な方						
乳幼児の保護者、妊産婦本人および保護者	272万	310万	348万	386万	424万	462万
母(父)子の母(父)	192万	230万	268万	306万	344万	382万
母子の扶養義務者	236万	274万	312万	350万	388万	426万

2. 重度心身障害者 (単位:円)

扶養親族の数 (控除対象配偶者を含む)	0人	1人	2人	3人	4人	5人
所得証明の必要な方						
本人	395万4千	433万4千	471万4千	509万4千	547万4千	585万4千
扶養義務者など	663万7千	688万6千	709万9千	731万2千	752万5千	773万8千

3. ひとり暮らし老人 (単位:円)

本人	159万5千
----	--------

医療費を助成しています

問い合わせ先

国保年金課国保係 ☎21-8343
各支所市民課

市では、乳幼児や妊産婦、重度心身障害者、母(父)子家庭を対象に、医療費の助成を行っています。この助成を受けるには、左の表の所得制限の限度額以内であることが条件です。

新たに助成を受けようとする場合は、平成16年中の所得を基に認定を行いますので、①16年中の所得と課税状況が証明できるもの(17年度所得・課税証明

書)②助成を受けようとする人の健康保険証③助成金の振り込みを受ける金融機関(郵便局以外)の口座番号などが分かるもの④印鑑を持参の上、市役所本庁国保年金課または各支所市民課で申請の手続きをしてください。手続きが遅れますと、支給期間が短くなりますのでお気をつけください。

医療費助成の対象となるのは次の人または家庭です。

- ▽乳幼児：出生から就学前までの乳幼児(6歳に達する日以降、最初の3月31日まで)
- ▽妊産婦：妊娠5カ月目の月の初日から、出産の日の翌月末日までの妊産婦
- ▽重度心身障害者：身体障害者手帳1・2級、障害基礎年金1級、特別児童扶養手当1級(特別障害給付金1級)、療育手帳Aのいずれかの認定を受けている人
- ▽母(父)子家庭：配偶者のいない母(父)と18歳以下(18歳に達する日以降、最初の3月31日まで)の子がいる家庭
- ▽ひとり暮らし老人：ひとり世帯で全く身寄りのない65歳から69歳までの人



地域の食材を使った給食を食べる「地場産品活用事業」が1月23日から30日に市内一関地域の小中学校17校で行われました。この事業は全国給食週間に合わせて地場産品の普及とPR、児童生徒に郷土への関心を深めてもらうことを目的に平成8年度から旧一関市で実施され、今回は合併した7地域の食材を使っ

全国学校給食週間(1/24~30) 地場産品を使った献立の日

このうち赤荻小学校では1月26日、藤堂隆則教育長が訪問し、6年生の学級で児童とともに楽しく給食を食べました。献立には、凍り豆腐や曲りねぎ、南部小麦、古代米、干しシイタケ、ミツバを使った「古代ロマンのはつと汁」やキビ粉を使った「さけのみそキビ焼き」、「白菜とリンゴのサラダ」などが出され、児童たちは「おいしい!おいしい!」と言いながら地域食材を生かした給食を味わいました。

